

令和4年10月20日

実習実施者  
監理団体 各位

外国人技能実習機構

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により実習継続が困難になったとして  
技能実習実施困難時届出書を提出した場合の取扱いについて

令和4年10月11日付け新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について（周知）の「2 水際対策強化に係る新たな措置以外の技能実習生に係る一般的な新型コロナウイルス感染症への対応について」A2及びA4にあるとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により実習継続が困難になったとして技能実習実施困難時届出書を提出している技能実習計画を再開する場合にあっては、特例的な取扱いとして技能実習計画軽微変更届出書を提出することとしていたところ、上記特例的な取扱いについては、令和5年4月30日までに新規に入国し、技能実習を開始したもの、又は一時的に中断していた技能実習を再開したものが対象であり、令和5年5月1日以降に技能実習計画を再開する場合については新規の技能実習計画認定申請を要することとなりますのでご注意ください。

その他ご不明な点については、地方事務所あてにお問い合わせください。